

## 神川町教育委員会障害者活躍推進計画

|                    |   |
|--------------------|---|
| 機関名                | 神川町教育委員会  |
| 任命権者               | 神川町教育長  |
| 計画期間               | 令和7年度～令和11年度（5年間）   |
| 障害者雇用に関する課題        | <p>障害者が、障害特性や障害に応じた能力を有効に発揮でき、活躍していくためには、障害の特性に配慮した職種や人事配置、また、相談窓口の設置など、体制整備に向けた取組が必要である。</p> <p>雇用においては勤務時間を柔軟に調整できる会計年度任用職員の雇用等に取り組んでいく。</p> <p>本計画のもと、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p> |
| <b>目 標</b>         |   |
| ① 採用に関する目標         | <p>各年度において、6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>（評価方法）</p> <p>毎年度の任免状況通報により把握を行う。</p>   |
| ② 定着に関する目標         | <p>障害のある職員が持つ能力・意欲を最大限発揮していくために、安心して勤務できる環境づくり等を通じて、職場定着を行うものとする。</p>   |
| <b>取組内容</b>        |   |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 |   |
| 組織・人材面             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として学務課長を選任する。</li> <li>○町長部局の人事担当と連携し、障害者である職員の相談窓口を設定する。</li> <li>○組織内の人的サポート体制は、障害のある職員が配置された所属長を中心として、組織外の関係機関と連携体制を構築し、各種相談に応じるとともに関係者間に</li> </ul>   |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>において情報を共有する。</p>   |
| <p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定等</p>  |   |
| <p>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び配置について検討する。</p> <p>○所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p> |   |
| <p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>   |   |
| <p>① 職務環境</p>   | <p>○障害者である職員に対しては、相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際に必要な配慮等の有無を把握するとともに、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p>   |
| <p>②募集・採用</p>   | <p>○募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> |
| <p>③その他の人事管理</p>  | <p>○必要に応じて随時面談などを実施しながら、状況把握及び体調配慮を行う。</p> <p>○所属長は、障害のある職員からの要望を踏まえ、障害者特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置について、町長部局の人事担当と連携を図る。</p>   |
| <p>4. その他</p>   |   |
| <p>○全職員は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>  |   |